
平成 29 年度税制改正に関する要望

日証協 平成 28 年 9 月 21 日

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、今般、「平成 29 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、政府の「日本再興戦略 2016」に盛り込まれた、活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスの促進及び質の高い金融仲介機能の発揮等の主要施策の実行に積極的に貢献し、投資による資産形成を推進するため、①N I S A（少額投資非課税制度）及びジュニアN I S A（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化をはじめとした家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援のための税制措置、②金融所得課税の一体化・損益通算の範囲拡大等により投資リスクの軽減を図り、成長マネーの供給を促進するための税制措置、③金融資産の世代間移転を後押しする相続税等に関する税制措置等について要望するものである。

・

平成 29 年度税制改正に関する要望

平成 28 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、新興国経済の成長鈍化や英国による EU 離脱の選択等の世界経済全体の不確実性に対するリスクが懸念されているものの、政府・日本銀行の大胆な金融政策や機動的な財政政策の効果を受け、基調としては緩やかに拡大しており、持続的な成長路線への道を進みつつあります。

また、政府の「日本再興戦略 2016」においては、活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給に向け、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスの促進及び質の高い金融仲介機能の発揮等の施策が掲げられています。

我々証券業界及び投資信託業界としても、この「日本再興戦略 2016」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向け、全力で取り組んで参ります。

つきましては、平成 29 年度税制改正に関し、NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう、非課税制度の恒久化を図ることや、金融資産の世代間移転を後押しする相続税等に関する税制優遇措置など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ① 上場株式等への投資を促進し、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、NISA 及びジュニア NISA に係る非課税期間の恒久化を図ること。仮に、NISA 及びジュニア NISA の非課税期間の恒久化又は延長が図られない場合には、非課税期間終了時の対応として、含み損商品の払出

し時の取得価額の特例措置、ロールオーバーの上限額の撤廃、その他手続の簡素化等の措置を講じること

- ② 国民が中長期的な投資を行う環境を整備し、自助努力による資産形成を支援する観点から、NISA 及びジュニア NISA に係る制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること
- ③ 非課税期間の恒久化を前提として、NISA 及びジュニア NISA におけるスイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること
- ④ ジュニア NISA の利便性向上のため、払出し制限の緩和等及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ⑤ 少額からの積立・分散投資に適した「積立 NISA」の制度設計に当たっては、投資者の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする

2. 確定拠出年金制度の拡充

- ① 勤労者等の年金資産を維持し、老後の安定した生活を実現するため、確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 国民の確定拠出年金制度への加入を促進し、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能するよう、拠出限度額の引き上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

Ⅱ 投資リスクの軽減を図り、成長マネーの供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① 投資者の選択肢を広げ、リスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、デリバティブ取引（注1）を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留

意すること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 投資リスクの軽減を図り、投資者の積極的な市場参加を促進する観点から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ① 上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）並びに公募株式投資信託については、他の財産と比較して相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと
- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③ 相続財産間の不均衡是正のため、上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）、公募社債並びに公募証券投資信託に係る相続時の物納財産としての順位を国債・地方債・不動産と同等とすること
- ④ 金融資産の世代間移転を円滑にする観点から、親子二世帯等での上場株式等（ETF 及び REIT 等を含む。）への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

4. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT 等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること
- ② インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人の導管性要件である再生可能エネルギー発電設備の取得期限（平成 29 年 3 月末まで）を延長すること
- ③ 再生可能エネルギー発電設備を運用対象とする投資法人の導管性要件に

について、匿名組合出資を通じた再生可能エネルギー発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること

- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること
- ⑤ 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

Ⅲ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

1. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例の適用対象となる外国金融機関等の範囲を拡大するとともに、外国金融機関等が清算機関を介して清算を行う場合に支払を受ける利子を非課税とすること

2. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 個人番号を活用し、投資者の利便性を向上させる観点から、税務署において金融機関から提出された特定口座年間取引報告書等を適時に参照できる態勢が構築されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ② 番号既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係る個人番号の告知又は異動届出書に係る個人番号の記載及び告知を不要とすること
- ③ 個人番号の変更を行った際の異動届出書に係る変更前の個人番号の記載を不要とすること
- ④ 税法上の番号確認書類として個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提示する場合には、住所等確認書類の提示を不要とすること

IV その他の税制措置

【NISA 関係】

- ① NISA 及びジュニア NISA 口座において株式等累積投資等で取得した上場株式（ETF 及び REIT を含む。）について、1 株（口）未満の端数についても他の非課税管理勘定への移管（ロールオーバー）を可能とすること
- ② NISA の非課税期間及び口座開設期間の恒久化を前提として、従業員等持株会で取得した上場株式等について NISA の適用を可能とすること

【特定口座関係】

- ③ 受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

【その他】

- ④ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する「上場株式等」の範囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
- ⑤ 一般公社債である短期社債等（償還金が口座管理機関経由で支払われるものに限る。）について、租税特別措置法第 41 条の 12 の 2 第 6 項第 3 号ハに掲げる割引債の取得に要した金額の管理に関する契約の対象とすることにより、みなし割引率によらず、実際の取得価額と償還金額の差額での源泉徴収を可能にすること
- ⑥ 所得税法上の「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図ること
- ⑦ 住宅財形・年金財形について、目的外の換金をした場合の遡及課税の特例措置を講じること

以 上